

### 3. 生物多様性

#### (1) 概要

##### 1) 生物多様性に関する問題とは

- ✓ 生物多様性は、地球の自然環境の基盤であり、総体です。生物多様性という「ストック」が生み出す生態系サービスという「フロー」によって私たちの日々の生活や経済活動は成り立っています。
- ✓ 国連による「ミレニアム生態系評価」では、生態系サービスは以下の4つに整理されています。私たちがこれらの生態系サービスを持続的に享受するためには、生態系サービス（フロー）の消費速度が、生物多様性（ストック）の再生産速度を長期的に上回らないことが必要です。
  - 供給サービス  
食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。
  - 調整サービス  
森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。
  - 文化的サービス  
精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。
  - 基盤サービス  
上記の3つのサービスの供給を支えるサービス。例えば、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環等。
- ✓ 生物多様性を保全するための国際条約として、「生物多様性条約」（1993年発効）があります。この条約では、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分の3点が規定されました。同条約の下では、2010年に名古屋で開催された第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性の損失を止めるための20の個別目標からなる「愛知目標」が採択されています。
- ✓ また、生物多様性条約に関連した議定書として、「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」（2003年発効）と「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書」（2014年発効）があります。我が国では、これらの議定書を適切に運用するため、「遺伝子組み換え生物等の仕様等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（通称カルタヘナ法）」（2004年施行、2018年改正）、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（2018年公布）を定めています。
- ✓ 生物多様性に関する様々な条約や法令等が既にあるとおり、生物多様性と事業との関わり自体は、決して新しいものではありません。しかし、事業者の経営課題として取り上げられるようになったのはここ数年のことです。その背景には、人類の経済活動に起因した森林面積の減少や水産資源の枯渇等、生物多様性の減少が深刻化の一途をたどっていることが挙げられます。

- ✓ 以下では、生物多様性の損失につながるおそれがある原材料別に、関連する業種を例示していますが、生物資源を原材料として利用する以外にも生物多様性の損失に関連する業種があることに注意が必要です。また、原材料調達において商社を利用する場合には、商社より上流の状況も考慮に入れることが必要です。

図表 1 生物多様性の損失につながるおそれがある原材料の例

原材料	生物多様性の損失	関連する業種
鉱物資源 (金・レアアース等)	鉱山開発による森林破壊 テーリング（鉱滓）による河川汚染、 森林破壊	金属、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器、卸売業
薬用植物	過剰採集による資源の減少・枯渇	食料品、医薬品、化学
紙、パルプ	原料となる木材の違法伐採	様々な業種
木材	木材の違法伐採	建設業、不動産業、その他製品（家具木工製品等）
天然ゴム	天然ゴム農園への転換による森林 破壊	ゴム製品、輸送用機器
農産物 (大豆、畜産物等)	農地・牧場への転換による森林破壊	水産・農林業、食料品、小売業、サービス業（外食等）
パーム油	アブラヤシ農園への転換による森 林破壊	水産・農林業、食料品、化学
水産物	過剰な漁獲による資源の減少・枯渇	水産・農林業、小売業、サービス業（外食等）

- ✓ また、生物多様性に対する意識の高まりは次のような国内外の制度や取り組みにも現れています。

図表 2 生物多様性に関連する国内外の動き

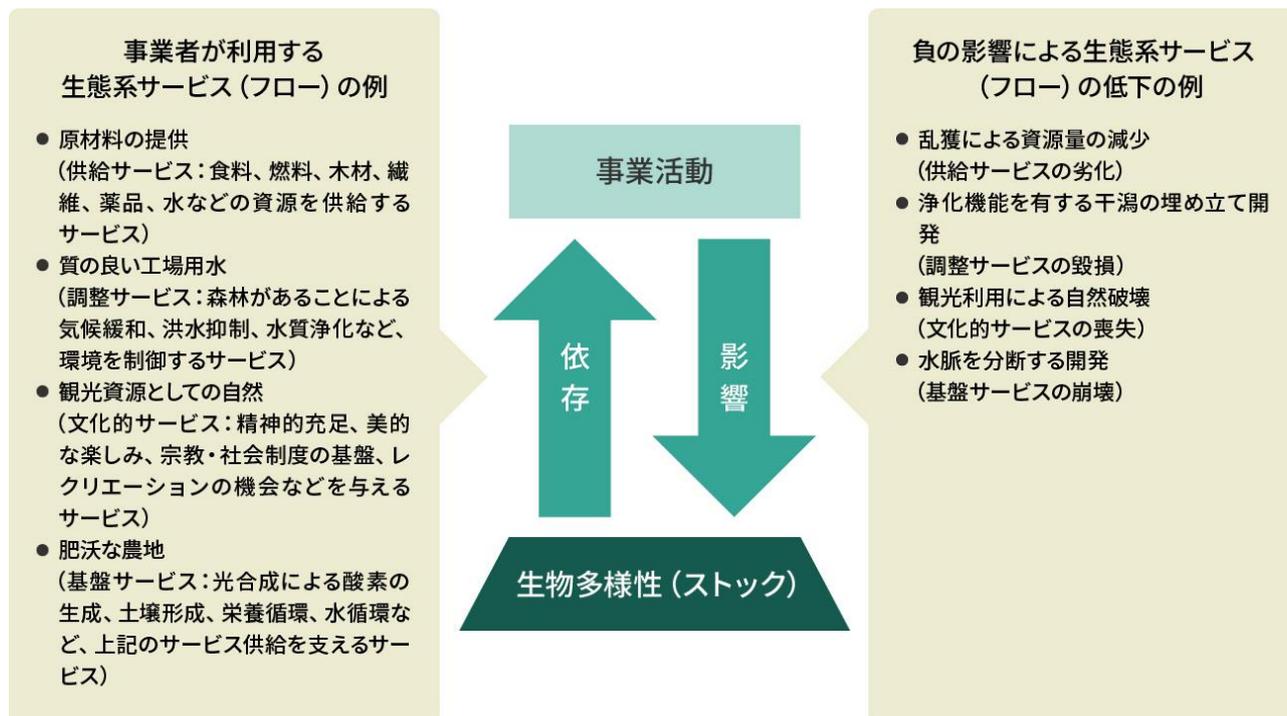
制度・取り組み	内容
企業と生物多様性イニシアティブ	2008年に発足した、生物多様性保全に向けた活動を推進する日本の事業者の集まり。
経団連・経団連自然保護協議会	経団連生物多様性宣言とその行動指針・手引きを2009年に策定（2018年に改定）。
森林に関するニューヨーク宣言	天然林減少を2020年までに半減させるとした国連宣言（2014年）。世界的企業や機関投資家55社も署名。
ISO 14001改訂	2015年の改訂で、環境方針規格の注記に気候変動と共に生物多様性及び生態系の保護を追加。
カリフォルニア州職員退職年金基金 (CalPERS)	2018年の総合投資方針改訂で、事業者が環境に与える影響として森林破壊を列記。全資産クラスで森林破壊リスク評価実施へ。

- ✓ なお、近年では、生物資源だけではなく、空気、水、土、鉱物等も含めた非再生可能な天然資源のストックを事業者の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されています。2016年には、数多くの事業者や NGO、国際機関で構成される「自然資本連合」によって、自然資本への直接的及び間接的影響や依存度を特定、計測、価値評価するための枠組みである「自然資本プロトコル」が作成されました。このような枠組みを活用して、自然資本の評価を事業活動に取り入れる取組も現れ始めています。

## 2) 生物多様性に関する問題が事業にどう関係するのか

- ✓ 事業活動は生物多様性に対し「影響」と「依存」の二つの側面に関わりがあります。また、生物多様性には、①遺伝子の多様性、②種（しゅ）の多様性、③生態系の多様性 の三層があります。事業者は、生態系サービスの利用を通じて生物多様性に依存しています。生物多様性に対し事業者が与える負の影響は、生態系サービスの低下を招き、長期的には自社に跳ね返ってきます。

図表 3 事業活動と生態系サービス



図表 4 生物多様性と事業活動の関わりの例

関わり	事業活動	生物多様性の区分
負の影響	農地への転換による森林伐採	生態系
	インフラ建設による土地改変	生態系
	乱獲や過剰利用による生息数の減少	種
	外来種の産業用植林	種・生態系
正の影響	工場での環境対策による周囲の自然環境改善	生態系
	自然環境保全型工法による野生動物保全	種
依存	紙・木材製品の使用や製品としての販売	種・生態系
	生物資源由来成分による研究開発や製品製造での利用	遺伝子・種
	観光資源としての自然	生態系
	バイオマスの燃料利用	生態系

- ✓ また、「影響」と「依存」という二つの関係性から、生物多様性は以下の事業リスクを内包しています。リスクの内容は業種により様々です。

図表 5 生物多様性が事業に与えるリスクの例

区分	内容
調達リスク	使用している原材料に生態系破壊の疑いがあり、調達先の変更を迫られる (例) 発電用木質輸入バイオマスで森林認証取得が条件化
操業リスク	生物資源の減少による原材料の不足、生産量・生産性の低下、業務の中断 (例) 開発予定地に希少な生態系・種が見られ、開発計画が中断・遅延
価格リスク	生態系配慮型原料への需要が高まり、価格上昇 (例) 認証パーム核油のセリ価格が導入当初の2ドルから一時92ドルにまで上昇
評判リスク	資源調達方針の有無と実施状況でランキング (例) NGOが水産物の取り扱いについて大手スーパーを調査し格付け
市場リスク	生態系配慮型が取引条件化 (例) 欧州への食品輸出がパーム油認証未取得のため不成立
株価リスク	ESG投資におけるダイベストメント項目の一つとして森林破壊への関与 (例) 北欧の年金基金が森林破壊を理由として韓国の商社から投資引き揚げ
法的リスク	生物多様性に富む途上国が、独自の規制と罰則を導入 (例) 途上国政府が自国の遺伝資源の利用に関する契約締結を製薬会社へ要求

## (2) 用語解説<sup>1</sup>

### ✓ 森林認証：

独立した第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林または経営組織等を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、認証材として表示管理する（ラベルを貼り付ける）ことにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する仕組み。ラベリングした木材・木材製品の流通のために、加工・流通に関与する者は、消費者の手元に届くまでの各段階において、認証された森林からの木材・木材製品をそれ以外のものとは区別して取り扱う体制になっていることの認証を受けること（Chain of Custody 認証：CoC 認証）が必要である。主な制度には、森林管理協議会（Forest Stewardship Council：FSC）の「FSC 認証」、PEFC 評議会の「PEFC 森林認証プログラム」、一般社団法人緑の循環認証会議の「SGEC 認証」等がある。[⇒詳しく（環境省ウェブサイト）](#)

### ✓ 水産認証：

独立した第三者機関が、生態系や資源の持続性への配慮等に関する一定の基準に基づいて水産物または経営組織等を認証するとともに、認証された水産物を分別し、認証水産物として表示管理する（ラベルを貼り付ける）ことにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な水産物を支援する仕組み。森林認証制度と同様に、ラベリングした水産物の流通のためには、加工・流通に関与する者は CoC 認証を受けることが必要である。主な制度には、海洋管理協議会（Marine Stewardship Council：MSC）の「MSC 認証」、水産養殖管理協議会（Aquaculture Stewardship Council：ASC）の「ASC 認証」、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会の「マリン・エコラベル・ジャパン（MEL）」、一般社団法人日本食育者協会の「AEL 認証」等がある。[⇒詳しく（水産庁ウェブサイト）](#)

### ✓ パーム油認証：

独立した第三者機関が、パーム油生産による環境的・社会的影響への配慮等に関する一定の基準に基づいてアブラヤシ農園・搾油工場等を認証するとともに、認証されたパーム油を分別し、認証パーム油として表示管理する（ラベルを貼り付ける）ことにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能なパーム油生産を支援する仕組み。主な制度には、持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable on Sustainable Palm Oil：RSPO）の「RSPO 認証」がある。RSPO 認証は、持続可能なパーム油生産のための「原則と基準」に基づく生産段階での認証と、製造・加工・流過程におけるサプライチェーン認証（Supply Chain Certification System：SC 認証）で構成されている。また、RSPO の SC 認証では、以下の 4 通りの管理方式によって異なるロゴマークや表記を使用するよう定めている。[⇒詳しく（環境省ウェブサイト）](#)

- ① アイデンティティ・プリザーブド（Identity Preserved）：認証された単独の農園から最終製品製造者に至るまでに完全に他のパーム油と隔離され、受け渡される
- ② セグレーション（Segregation）：複数の認証農園から得られた認証油が、非認証油とは混ぜ合わされることなく最終製品製造者まで受け渡される
- ③ マスバランス（Mass Balance）：流過程で、認証油と非品証油が混合されるが、購入した認証油の数量が保証される
- ④ ブック・アンド・クレーム（Book & Claim）：認証油のクレジットが生産者と最終製品製造者・販売者との間でオンライン取引される

（出所）公益社団法人世界自然保護基金ジャパン（2017）「持続可能なパーム油の調達と RSPO 第 2 版」

<sup>1</sup> 生物多様性に関連する認証制度は、当用語解説の限りではありません。上記以外の代表的な認証制度については、「事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン第 2 版」87～88 頁をご参照ください。

- ✓ **コンテクストベース：**  
科学的根拠に基づきつつ、各地域の環境、経済、社会的ニーズ、現在及び将来の状況等を考慮する考え方。水資源と同様に、地域によって状況が異なる生物多様性については、コンテクストベースの考え方によって取組を進めることが望ましいとされる。CDP等によってコンテクストベースの実績評価指標を設定する方法論が検討されているが、2019年3月末時点で、詳細は決定していない（参考資料「2. 水資源」の用語解説参照）。
- ✓ **CDP Forest：**  
CDP（旧名称カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）とは、機関投資家が連携して運営する国際NPOである。世界の事業者に対して、「気候変動」「ウォーター（水）」「フォレスト（森林）」「サプライチェーン」に関する情報開示を求める質問書を送り、その回答を分析・評価してスコアリングし公開している。CDP Forestは、2013年から開始されたCDPのなかで最も新しい活動であり、森林減少に大きな影響を与える木材、パーム油、牛製品、大豆の製造または調達を行う事業者を対象に、これらの事業に関する現在の状況、リスク評価、影響、測定・モニタリング、対応、課題に関する質問への回答を求めている。
- ✓ **Forest 500：**  
英国のNGOであるグローバル・キャノピー（Global Canopy）による活動で、金融部門を含む事業者、政府機関等、全世界の合計500社・機関を対象に、紙、木材、パーム油、牛製品（皮革、牛肉）、大豆のサプライチェーンにおける森林減少対策への取組を分析・評価してスコアリングし公開している。スコアリングは、各社・機関が公開している方針（ポリシー）や公約（コミットメント）に基づいて行われる。2017年に実施された評価では、我が国からも、企業22社、金融機関8社、及び政府が対象となっている。
- ✓ **SPOTT（Sustainability Policy Transparency Toolkit）：**  
ロンドン動物学会（Zoological Society of London）によるイニシアティブで、木材・パルプ、及びパーム油を生産・取引する全世界の合計120社を対象に、ESG情報に関する透明性を分析・評価してスコアリングし公開している。スコアリングは、各社が公開している方針（ポリシー）、実務（オペレーション）、公約（コミットメント）に基づいて行われる。2017年に実施された評価では、我が国からも、4社が対象となっている。また、2019年に実施される評価からは、天然ゴムを生産・取引する事業者も対象に含まれる予定。

### (3) 報告事項ごとの記載の留意点

#### 1) 重要課題は何か？どのように特定したか？～認識の説明～

##### 【報告事項】（環境報告ガイドライン 2018 年版 第 2 章 9. 重要な環境課題の特定方法）

- 特定した環境課題を重要であると判断した理由

##### 【参考となる報告事項】（環境報告ガイドライン 2018 年版 参考資料 3. 生物多様性）

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響
- 事業活動が生物多様性に依存する状況と程度

##### 【重要性判断の視点】

- ✓ 自社の事業にとって生物多様性が重要課題かどうかは、他の環境課題と比べ分かりづらく、重要な環境課題の特定において見落とされがちです。重要性を判断するにあたっては、次の 3 つの視点をもって臨むことが大切です。
  - バリューチェーンを見渡す  
原材料の採取から製品の使用と廃棄に至るまで、自社の直接的な事業範囲の外にある各段階で、生物多様性への依存と影響が生じている可能性があります。また、その発生場所は国内外に広がっています。事業所や販売先が日本国内に限定される場合でも、バリューチェーンを通じて依存と影響は世界に広がっています。
  - 数値だけで判断しない  
生物多様性の特徴は、地域にとって代替できない固有の価値を有する点にあります。二酸化炭素のように、世界的に比較可能な物質単位で比較することはできません。また、その価値は、必ずしも貨幣価値で表現できるわけではありません。数値にはならない「質」に着目することが必要です。
  - 単年で評価しない  
動物の生息数や自生する植物の種数の増減は一年では判断できません。生物多様性の変化は長期的なものなので、事業の影響の有無は、少なくとも過去数年の傾向から考える必要があります。
- ✓ 「(5) 参照できる文献類」の「国際的に重要な場所や動植物のリスト・基準」に記載している文献類は事業が重要な場所に間接的に関わっていたり、保護が必要な動植物に対し何らかの脅威を与えていたりすれば、概要で挙げた事業リスクが高まる可能性がありますので、重要性判断に役立ちます。

【重要性の特定における考慮事項】

- ✓ 生物多様性と事業との関わりには「影響」と「依存」の二つの側面があることから、事業にとっての重要性も二つの観点から考えます。
- ✓ 事業が与える「影響」を考えるとときに、地域性という生物多様性の特徴から、場所が重要な基準となります。生物多様性に富む、あるいは希少な動植物が残されているといった、「生物多様性にとっての意味」を確認します。
- ✓ 事業の「依存」については、事業活動の継続や発展に対し生物多様性がどのようなインパクトを与えるか、「事業にとってのインパクト」を検証します。
- ✓ 生物多様性の三つの層をこの二つの観点から考えます。業種や事業形態により、検証が必要な領域は異なりますが、バリューチェーン全体に当てはめることが肝要です。

図表 6 重要性の考え方の整理の例

	生物多様性にとっての意味	事業にとってのインパクト
遺伝子	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バイオテクノロジーにより引き起こされる自然界のかく乱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>+新成分の研究開発・商品化</li> <li>-遺伝子組み換え作物や遺伝資源の利用にかかる各国法規制での利用制約と対応コスト</li> </ul>
種	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の種が乱獲・過剰利用により激減または絶滅し、自然界の食物連鎖が崩壊</li> <li>● 物流により外来種が侵入、固有種を駆逐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>+種の保全型技術による優位性の確保</li> <li>+代替素材の開発・商品化</li> <li>-捕獲規制による調達不足</li> <li>-原材料の種類変更に伴う製品規格の見直し</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護価値が高い森林地域の農地転換</li> <li>● 鉱物資源掘削に伴う自然破壊</li> <li>● 干潟埋め立てによる浄水機能喪失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>+海洋プラスチック対策としての新素材需要</li> <li>-主要サプライヤーの認証制度違反による調達先の大幅見直し</li> </ul>

- ✓ 事業活動における重要な環境課題として生物多様性に関して記載する場合には、生物多様性にとってどのような意味があるのかについて説明します。生物多様性の回復に資する活動であっても、その主目的が異なるならば、主目的に応じた適切な項目に記載することが必要です（「コラム 1 植林・森林整備活動の報告」を参照）。

【コラム1 植林・森林整備活動の報告】

水の涵養や材の供給、二酸化炭素の吸収等、森林には多面的機能があり、植林や森林整備活動の目的は生物多様性保全だけとは限りません。実施した活動が自社にとって何を目的としたものかにより、活動を記載すべき場所は変わります。飲料企業のように、事業活動が依存し享受している生態系サービスの持続性に植林・森林整備活動が繋がっている場合、その活動は水資源の項に記載しますが、従業員の環境研修として行った植林活動は、環境教育の項が適切な記載場所となります。

森林の形成を主目的としている植林でも、生物多様性の保全に繋がっていると一概に言えません。元々マングローブ林が存在していない場所でのマングローブ植林や、動物が森林内に生息できないほどの過密植栽等、本来の生態系サイクルとは異なる人工林形成は、生物多様性を攪乱させる恐れもあり、これらを生物多様性に関する取組として記載するのであれば、保全効果を明示することが大切です。

生物多様性の取組として記載するには、1) **森林保全・回復の自社にとってのマテリアリティ**、2) **選定した場所にどのような生物多様性の危機があるか**（場所の選定には様々な要因が働きますが、生物多様性への取り組みとする以上、生物多様性の観点での理由）、3) **実施する活動によりどのような改善が期待されるのか（生物多様性にとっての意義）**を明示することがポイントです。

参考になる実例 MS&AD インシュアランスグループ ホールディングス株式会社

**森林の再生と持続可能な地域社会形成の支援（インドネシア）** **第2のポイント**

…井友友上では、インドネシア・ジャワ島のジョグジャカルタ特別州において、森林再生プロジェクトを推進しています。1990年代後半の経済危機時に地元住民の不法伐採により劣化した野生動物保護林の修復と再生を期すため、2005年よりインドネシア政府と連携し、約30万本の植樹を行ってきました。さらに地元住民の経済的自立を目的とした農業技術指導や小学校教師への環境教育を行い、森林の再生と持続可能な地域社会の形成に向けて取り組んでおり、インドネシア政府からも高い評価を得ています。2016年4月からは第Ⅲ期プロジェクトを開始し、周辺地域住民への植林・育林指導を行うなど、地域経済の活性化と保護林の保全に努めています。同年10月には第Ⅱ期完了式典がジョグジャカルタ特別州知事、インドネシア金融サービス庁や在インドネシア日本国大使館から来賓を迎えジョグジャカルタで開催されました。また、2014年度から開始した社員向けツアーは、2017年度で4回目となり、再生した森林の視察や当社現地法人が継続的に支援している地元の小学校との交流を行うことで、会社の社会的貢献取組に対する理解を深めています。

**インドネシア熱帯林再生プロジェクト** **第1のポイント**

サステナビリティ活動の一環として、損害保険事業の使命である自然災害の防止・減少を図り、環境保全面で世界的な問題である熱帯林の減少問題を改善するために、当社はインドネシア政府と共同で2005年度から「熱帯林の再生をめざしたプロジェクト（ジャワ島バリヤン野生動物保護林）」を行っています。2016年3月末で第Ⅱ期プロジェクトが完了し、現在は、第Ⅲ期プロジェクトを実施中です。周辺地域住民への植林・育林指導を行うなど地域経済の活性化と環境教育等により「森林の再生と持続可能な地域社会の形成」を進めています。

▼ 「バリヤン野生動物保護林再生プロジェクト」概要 ▼ 「メラピ国立公園荒地回復プロジェクト」概要

**「バリヤン野生動物保護林再生プロジェクト」概要** **第3のポイント**

プロジェクト名	ジョグジャカルタ特別州野生動物保護林再生プロジェクト
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>劣化した野生動物保護林の修復と再生</li> <li>ジャワ島の在来樹種による熱帯林の造成</li> <li>農業技術指導、果樹供給等による地域経済への貢献</li> <li>環境教育の実施による森林の大切さの啓蒙</li> </ol> 上記を通じて、「森林の再生と持続可能な地域社会の形成」を図る

（出所）MS&AD インシュアランスグループ ホールディングス株式会社 「Sustainability Report 2018」

## 2) 重要課題へどのように対応するのか?～戦略の記述～

### 【報告事項】(環境報告ガイドライン 2018年版 第2章 10. 事業者の重要な環境課題)

#### 取組方針・行動計画

- ✓ 生物多様性を重要な環境課題であると判断した場合、自社が生物多様性の保全や回復へどのように取り組むのかについて、取組方針・行動計画を記載します。
- ✓ 生物多様性は、化学物質や大気・水質汚染とは異なり国が定める規制数値がありません。そのため、各事業者が自主的に自らの行動に制約を課していくことが求められます。この自律性も生物多様性という環境課題の特徴を成しています。
- ✓ 取組方針には、生物多様性全般を取り上げる総合的方针と、土地開発や施工、調達等の個別の課題に対応した方針の二種類があります。また、必ずしも「方針」という名称でなくても構いません。「宣言」や「計画」でも方針と同等の役割を果たすことがあります。
  - 総合的方针の例
    - 環境方針の一項目として生物多様性に言及する。
    - 環境方針とは別に生物多様性に特化した方針を策定する。この場合、生物多様性保全にどう取り組むか、より具体的に中心的課題や枠組みに触れることが多い。
  - 個別方针の例
    - 原材料調達方針で生物多様性や生態系への悪影響回避を掲げる。
    - 事業立案に盛り込むべき要素として生物多様性や生態系への負荷軽減や貢献を位置付ける。
    - 土地開発や建設工事における生物多様性への配慮を指示する。
- ✓ また、取組方針の中で、達成期限を定めた「コミットメント(公約)」を合わせて掲げることも有用です。生物多様性の分野ではコミットメントの有無が重視されており、生態系に配慮した認証制度への参加や、NGOによる取り組み状況の監視では、コミットメントの有無が問われています。コミットメントは事業行動に関するものであるため、生物多様性の分野であっても数値型目標を掲げる事が可能です。
  - コミットメントの例
    - 原材料調達において、認証制度の100%利用を達成する。
    - 事業活動によって喪失する生物多様性と同等以上の生物多様性を復元・創造・増強し、喪失を正味ゼロとする「ノーネットロス」を達成する。
    - 国際社会が打ち出した数値目標に賛同する。
- ✓ ESG投資に関連した生物多様性分野の企業格付けでは、取組方針の有無が評価基準の一つとなっています。取組方針が無い、もしくは開示されていない場合、取り組みの継続性や課題認識に対し疑義がもたれる可能性があります。
- ✓ 行動計画は、サプライチェーンの最上流から製品の廃棄に至るまでの全段階を対象とすることが望まれます。その場合、社内においては総務部門や購買部門を含む全部門が行動の主体となりえます。また、一次サプライヤーだけでなくさらに上流のサプライヤー、地域の関係者、研究者、

NGO 等、社外の関係者との協働も必要となります。これらの協力者は、行動計画で明示することが望まれます。

- ✓ 生物多様性には、地域にとって固有の価値を有することや、単年では変化が生じづらいという特徴があります。そのため、行動計画は、地域の置かれた状況に基づいたコンテキストベースのものや、複数年にわたるものとするのが有用です。
- ✓ 生物多様性に関しては、以下に挙げる国際的目標や宣言があります。これらの中から自社の事業活動と特に関わりが深い項目を選び、取組方針・行動計画に活用することもできます。

図表 7 企業活動に直接関係する生物多様性条約 2020 年目標

目標4	政府・ビジネスなどあらゆる関係者が持続可能な形での自然資源の利用計画を策定・実施する
目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減し、劣化・分断が顕著に減少する
目標6	水産資源が持続的に漁獲される
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される
目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる
目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
目標16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される

\* 目標一覧は生物多様性民間参画ガイドラインを参照

国連「森林に関するニューヨーク宣言」(抜粋)

- 2020 年までに世界の自然林損失率を少なくとも半減させ、2030 年までに自然林損失を終わらせるよう奮闘する
- 遅くとも 2020 年までにパーム油、大豆、紙及び牛肉製品等の農業製品の生産による森林減少を根絶させるという、民間セクターの目標達成を支持及び支援する。
- それ以外の経済セクターから発生する森林減少を 2020 年までに大幅に減少させる
- 貧困を緩和し、持続可能で平等な開発が促進されるような方法で、(自給農業や燃料用薪への依存といった) 基本的ニーズにより引き起こされる森林減少への代替策を支持する。2020 年までに 1 億 5 千万ヘクタールの劣化した景観と林地を回復させ、それ以降の地球全体での回復率を大幅に上昇させる。それにより 2030 年までにさらに 2 億万ヘクタールが回復する。

図表 8 関連が深いと考えられる SDGs 2030 年目標の例

	<b>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b>
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	国、地域及び国際レベルで（中略）及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
	<b>目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b>
6.6	2020年までに山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	<b>目標11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b>
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	<b>目標12 持続可能な生産消費形態を確保する</b>
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	<b>目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b>
14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
	<b>目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b>
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

## 【コラム2 バイオマス利用と生物多様性】

2018年10月に発表されたIPCCの「1.5℃特別報告書」でも見られるように、バイオマスエネルギーは地球温暖化対策の一つとして重要視されています。しかしバイオマスエネルギーは生物資源を利用するものであり、また今後必要とされるバイオマス資源を確保するには農地面積の大幅な拡大が必要であるとの試算もあるため、利用方法によっては生物多様性の毀損という別の環境問題を生じさせてしまいます。温室効果ガスの吸収源としても重要な保全すべき森林が、例えばパーム油のようなバイオマス資源のために伐採されれば、温暖化対策としての効果も帳消しになってしまいます。また、倒木や落葉も林地の栄養循環を構成する重要な要素のため、過剰な採集は森林の劣化に繋がります。

反面、木質資源をバイオマス原料として利用することは、林業の採算を向上させ、地域の持続的で健全な森林づくりの一助となる可能性も持っています。このような場合は生物多様性への貢献や配慮行動としてバイオマス利用を記載することもできますが、森林減少を引き起こさない原材料調達と、自然界の栄養循環を崩さない規模に制御していることを確認してください。

参考になる実例 リコージャパン株式会社

### 木質バイオマスの地産地消で御殿場の森林保全に貢献

静岡県御殿場市の未利用間伐材のチップを木質バイオマスボイラーで燃焼させ、センター内の空調・給湯に利用しています。自治体・地域と連携した森林保全・エネルギー創出のモデルとしてパッケージ化し、全国に事業展開する準備を進めています。

(出所) リコージャパン株式会社「リコーグループ サステナビリティレポート 2017」

### 3) 進捗管理と実績の報告～指標・目標

#### 【報告事項】（環境報告ガイドライン 2018 年版 第 2 章 10. 事業者の重要な環境課題）

- 実績評価指標による取組目標と取組実績
- 実績評価指標の算定方法
- 実績評価指標の集計範囲
- リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法
- 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書

- ✓ 生物多様性は他の環境課題と異なり、物質単位で計測することが常に可能ではありません。数値にならない「質」の側面が非常に重要なため、実績報告においては質の側面に着目した定性的報告が中心となります。
- ✓ 他方、事業のプロセスやオペレーションにおける取組は、企業活動で通常用いられている数値指標により報告することが可能です。行動計画の内容に応じて、定量的報告と定性的報告のいずれか又は両方を行います。

#### 【参考となる報告事項】（環境報告ガイドライン 2018 年版 参考資料 3. 生物多様性）

- 生物多様性の保全に資する事業活動
- 外部ステークホルダーとの協働の状況

#### ア 定性的報告

- ✓ 定性的報告では、生物多様性や生態系が直面している問題（損失・荒廃・劣化・絶滅）にどのように取り組み、それがどのような変化につながったかを説明します。
- ✓ 生物多様性が抱えている問題は様々なので、現状の問題点の説明と、実施した活動が問題解決にどう貢献するものなのか説明することが、読み手からの正しい評価につながります。
- ✓ 変化が見られるようになるまでには時間がかかります。また一社だけで大きな変化をもたらすことも現実的ではありません。取り組み前に見られた状況と取組後の状況に大きな差がないことの方が一般的とも言えます。また気象等周囲の環境条件で短期的には悪化したように見えることもあります。そのような場合は、その理由を記載します。
- ✓ カメラトラップや生き物観察による結果を、定量的報告（後述）で挙げた生息調査とは別に、動植物の名称で報告することも考えられます。ただし、種の同定は専門家により行ってください。

## イ 定量的報告

- ✓ 定量的報告では、以下のような指標が考えられます。
  - 事業過程の例
    - コミットメントの期限と数値目標に照らした進捗報告
    - 生物多様性配慮型製品の発注比率や件数、総額
    - 各種認証制度により認証された事業所数 等
  - 事業実績の例
    - 生物多様性配慮型製品・サービスの売上や受注状況
    - 生物多様性配慮型製品・サービスの全体に占める比率
    - 各種認証制度により認証された製品の種数 等
  - 現地実績の例
    - 生息調査の概要（場所・期間・手法・調査者）と調査結果
    - アニマルパス設置による動物事故件数の増減や、植林活動における活着率等、数値が可能な対策結果 等

## ウ 生物多様性における信頼性の担保について

- ✓ 生息調査・森林資源量の測定等、定量的報告で挙げた調査活動は、専門機関や専門家により設計・実施された科学的なものであることが必要です。
- ✓ 定性的報告で活動の効果を記載する場合は、協働関係にある学術機関や団体からのコメントを掲載することが望まれます。協働先がない場合は、当該テーマに対し専門性や知見を有する有識者の第三者意見を付するのが良いでしょう。

### 【コラム 3 森林の二酸化炭素吸収】

森林の二酸化炭素吸収機能を基に気候変動の緩和への貢献として語る場合、その吸収量は科学的方法論に即することが肝要です。気候変動枠組み条約での緩和のアプローチの一つとして「森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強（REDD+）」があり、二酸化炭素削減量は科学的な測定・報告・検証（MRV）が求められています。国際的に認められた方法で算出することで、数値としての信頼性が高まります。

#### (4) 参考になる実例

##### 実例1 大日本印刷株式会社

重点テーマ：環境

## DNPグループ生物多様性宣言

私たちは、自然の恵みに感謝し、事業活動が生物多様性に影響を与えることを認識して、生物多様性に対する社会的責任を果たすことにより、持続可能な社会の形成に貢献する。



1. 生物多様性保全を企業活動を行っていく上での重要課題のひとつとして捉え、事業計画、研究、企画、開発、設計、製造、販売などすべての事業活動において、生物多様性への影響を配慮する。
2. エネルギーの使用、水資源の利用、原材料の調達、化学物質や廃棄物排出などにおいて生物多様性への影響の評価、把握、分析を行い、その影響の低減に努める。
3. 生物多様性保全活動の環を拡げるため、得意先、サプライヤー、地域社会などのステークホルダーと生物多様性に関する認識を共有し、連携した活動を推進する。
4. すべての社員の生物多様性への理解と認識を高め、生物多様性保全の意識の向上に努める。

① 取組方針・行動計画

CSR・環境委員会

2010.3.16.制定

(出所) 大日本印刷株式会社「DNP グループ CSR 報告書 2018 (Web サイト)」

重点課題

2 / 6

## 生物多様性の保全

マネジメントアプローチ

### 課題認識

あらゆる企業は、原材料の調達から生産、販売、使用、廃棄までのライフサイクルの各段階において、生態系が生み出す資源などの恵み、いわゆる生態系サービスを活用して事業を営んでいます。その一方で、世界では熱帯林を中心に森林面積が減少し続けているほか、絶滅危惧種としてレッドリ

ストに掲載される動植物種数も増加し続けています。イオンの事業も、農産・水産・林産物などの生態系サービスなしには成り立たないことを重要な課題と取り組みを行っています。

### ① 取組方針・行動計画

### イオンのアプローチ

イオンは、生物多様性を保全しながら持続可能な資源利用を進めていくために、2010年度に「イオン生物多様性方針」を策定しています。この方針で定めた行動指針に則り、様々な取り組みを推進しています。

#### ● 持続可能な調達

自然資源の持続可能性と事業活動の継続的発展との両立を目指すために、2014年度に「イオン持続可能な調達原則」を策定。2017年4月には、農産物、畜産物、水産物、紙・パルプ・木材、パーム油について「イオン持続可能な調達方

針」、及び「持続可能な調達2020年目標」を発表しました。グローバル基準に基づいて生産された商品の調達をさらに推進していきます。

#### ● お客さまとともに「イオン 森の循環プログラム」

「イオンの基本理念」を具現化する活動として、1991年度よりお客さまとともに植樹活動を行っています。植樹本数1,000万本を突破したことを機に、「植える」「育てる」「活かす」をテーマとした「イオン 森の循環プログラム」を開始。当該プログラムをさらに拡充させています。

### 今後の取り組み

環境省や生物多様性条約に基づく国際会議(COP)では、生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまで、様々な社会経済活動の中に組み込む「生物多様性の主流化」を目指しています。こうした中、イオンは、日々多くの消費者の皆さまと接する業態特性を活かして、身近な「店舗」や「商品」を通じて生物多様性の重要

性を紹介し続けていきます。特に「イオン持続可能な調達原則」に基づいた取り組みは、2015年に国連総会で選択された「持続可能な開発目標(SDGs)」にも深く関わるものであり、「持続可能な調達2020年目標」の達成に向けてさらに取り組みを推進していきます。

#### イオン生物多様性方針

イオンの事業活動は、農産・水産・林産物など、生きものの恵みなしには成り立ちません。イオンは、こうした認識のもと、持続可能な社会のために必要な生物多様性の保全を目指し、2010年3月に「イオン生物多様性方針」を策定しました。

#### 基本方針

事業活動全体における、生態系への影響を把握し、お客さまや行政、NGOなどステークホルダーの皆さまと連携しながら、その影響の低減と保全活動を積極的に推進します。

わたしたちは、「生態系」について事業活動を通じ

1. 「めぐみ」と「いたみ」を自覚します。
2. 「まもる」「そだてる」ための活動を実行します。
3. 活動内容をお知らせします。

#### 行動指針(抜粋)

1. 商品：持続可能性に配慮し資源管理された生鮮品やそれらの加工品についての目標を設定し、お取引先さまと共有しながら、仕入れ・販売活動を行い、お客さまにその情報を発信します。
2. 店舗：継続して店舗出店時の植樹活動をお客さまと推進するとともに、店舗の環境負荷を減少させるエコストアの開発を進めます。
3. お客さまとともに：植樹活動などを通じて環境意識を皆さまと共有し学習してまいります。

② 取組目標

② 取組実績

2017年度のKPIの進捗状況

大分類	中分類	KPI	対象範囲	目標	2017年度実績	2017年度取り組み内容
持続可能な資源利用	持続可能な調達(商品)	農産物の持続可能な調達	国内連結対象グループ企業	2020年度: ・プライベートブランドは、GFSIベースの適正農業規範(GAP)管理を100%実施を目指す ・オーガニック商品の売上構成比5%を目指す	GFSIベースのGAP認証の取得割合:18%(PB商品) GAPの二者監査の実施割合:28%(PB商品) オーガニック商品売上構成比:1%	① 製造委託先へのGAP説明会の開催 ② オーガニックに関するキックオフミーティング及びエリア会議の実施 ③ 農地、加工基地、導入事業会社の拡大 ④ 「トップバリュ グリーンアイ」オーガニックシリーズとして日本小売業最大規模となる286品目(生鮮・加工品)に拡大(2018年2月末現在)
		畜産物の持続可能な調達	国内連結対象グループ企業	2020年度: ・プライベートブランドは、GFSIベースの食品安全マネジメントシステム(FSMS)または、適正農業規範(GAP)による管理を100%実施を目指す	GFSIベースのFSMS認証の取得割合 加工工場:72%(PB商品) 農場:タスマニアビーフ100%純輝種26%	① SQF認定農場取得を目指すことを決定 ② タスマニアビーフ 純輝種で取り組みを推進
		水産物の持続可能な調達	国内連結対象グループ企業	2020年度: ・連結対象のGMS、SM企業で、MSC、ascの流通・加工認証(CoC)を100%取得を目指す ・主要な全魚種で、持続可能な裏付けのあるプライベートブランドを提供	CoC認証の取得割合:73%(グループ計) 持続可能な裏付けを確認できた商品の割合:30%(PB商品)	① MSC認証:22魚種40品目取り扱い ② asc認証:8魚種16品目取り扱い ③ MSC・asc認証商品のみを陳列する常設コーナー「Fish Baton」をイオンリテール(株)の62店舗で設置(2018年2月末現在)
		紙・パルプ・木材の持続可能な調達	国内連結対象グループ企業	2020年度: ・主要なカテゴリーのプライベートブランドについて、持続可能な認証(FSC®認証等)原料の100%利用を目指す	主要カテゴリーのFSC®認証の取得割合 ティッシュペーパー:67% トイレットペーパー:67% キッチンペーパー:67% コピー用紙:100% 学習帳:99%(PB商品)	① ステーションリーとH&BCのPB商品で約114品目のFSC®認証商品を発売 ② 衣料品の下げ札や、食品のパッケージでもPB商品でFSC®認証紙を活用
		パーム油の持続可能な調達	国内連結対象グループ企業	2020年度: ・プライベートブランドは、持続可能な認証(RSPO等)原料の100%利用を目指す	PB商品における使用数量の把握 RSPOへの加盟申請完了	① RSPO調達方針の策定 ② RSPO社内セミナーの開催 ③ PB商品の使用量の調査 ④ RSPO調達方法の検討
イオン 森の循環プログラムの推進	店舗段階での生物多様性保全	「イオン ふるさとの森づくり」植栽帯の維持・管理	イオンふるさとの森づくり実施企業	「イオン ふるさとの森づくり」植栽帯管理の100%実施	GMSを中心に、管理マニュアルに基づく植栽帯管理を徹底 従業員植栽体験機会の創出	① 従業員の意識啓発 ② GMS各店舗の管理計画の進捗状況を確認、実施の徹底 ③ GMS各店舗にクリーン&グリーン活動を活用した従業員による除草、清掃の徹底 ④ 植栽帯管理研修による施設管理担当者力量向上
	森林保全活動での地域貢献	「森びと養成講座「森つなぎプロジェクト」の活動状況	イオン(株)	行政・市民・企業が協業した国内林業支援活動のモデルづくり	三重県の林業就業者支援政策の中で、市民・企業協業の初心者誘導施策として本講座を位置づけ	「森びと養成講座「森つなぎプロジェクト」の開催 ・三重県・みやがわ森道館との共催 ・講座で出た間伐材を利用した木育イベントの店頭での開催

(出所) イオン株式会社「イオンレポート 2018」

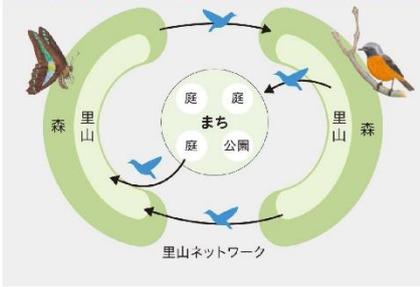
実例3 積水ハウス株式会社

① 取組方針・行動計画

活動方針

1 「5本の樹」計画による、地域の生態系に配慮した在来種植栽推進

園芸品種・外来種のみを多用せず、生態系に配慮した、地域の生物にとって活用可能性の高い「在来種」を積極的に提案する造園緑化事業を2001年から推進しています。「3本は鳥のために、2本は蝶のために、地域の在来種を」という思いをこめて、「5本の樹」計画と名付けています。計画の実施に当たっては、地域の植木生産者・造園業者のネットワークと連携し、従来は市場流通の少なかった在来種の安定的な供給体制を確保。生き物と共生する暮らしの豊かさと、環境保全における意義を、生活者に提案していきます。



活動が社会に及ぼす影響

「5本の樹」計画の推進により、豊かな緑に包まれた快適な暮らしをお客様に提案することで、居住価値の高い住まいを実現できます。また、緑の成長が年月を経てもたらず建物の風格が、資産価値向上に有用であるとの認識が強まり、賃貸住宅の共用部などでも緑化が進み、豊かな都市空間が広がります。

リスクマネジメント

リスク① 「5本の樹」計画と同様の提案が業界に広がることで、当社の提案の価値が相対的に低下

対応① 植木生産者ネットワークとの長年の連携を生かし、市場ニーズに沿った樹種の提案を積極的に進めるとともに、設計の提案力向上や施工体制の強化によって、より満足度の高いトータルなエクステリアデザインで差異化を図ります。これにより新しい価値を提案し続けることで、生態系に配慮した緑化の市場をさらにけん引します。

進捗状況

1 「5本の樹」計画による、地域の生態系に配慮した在来種

② 取組実績

活動報告

「5本の樹」計画を継続的に推進

2017年度も「5本の樹」計画に基づいて、地域の生態系に配慮した植栽を進めました。年間103万本の植栽を全国の戸建住宅や集合住宅の庭に植栽しました。

2001年の「5本の樹」計画開始時からの累積植栽本数は1409万本となりました。賃貸住宅「シャーマゾン」や

マンションなど、緑化が維持管理のコストアップ要素と受け止められがちであった集合住宅でも植栽のみならず快適性や時間の経過が住まいの風格・愛着を高める「経年美化」、他社物件との差異化への貢献がグループ内で浸透し、植栽の質の向上が進んでいます。

TOPICS

1 邸ごとの植栽情報の精緻化による満足度向上

邸別の「植栽提案・メンテナンスシート」の運用を開始しました。これによって、植栽提案時には、四季を通じた庭の花、果実や紅葉の移り変わり、飛来する鳥や蝶の種類など、庭の楽しさをより具体的にお伝えできるようになりました。また、お引き渡し時には、施肥や剪定の時期、病害虫への対応まで、より詳細なメンテナンス情報を、お客様と当社カスタマーズセンターで共有できるようになりました。2017年度末時点で、戸建住宅・賃貸住宅ともに、全物件の約50%まで利用が拡大しています。



「植栽提案・メンテナンスシート」における植物紹介  
約400種の植物の詳細な情報が、お客様の邸ごとに庭木として集約されたシートを提供できるようになりました。

主要指標の実績 (KPI)

指標	単位	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	定義
年間植栽本数	万本	106	81	99	107	103	造園緑化における年間植栽本数



評価

戸建住宅の着工数の変動により、植栽本数は増減します。しかし、これまで「緑化」がイニシャルコストのアップや管理コストへのマイナス要素と受け止められがちだった賃貸住宅やマンションにおいても、植栽による快適性や「経年美化」、差異化への貢献が理解され、植栽の増加や緑化提案の質の向上が進んでいます。これに伴って、緑化植栽を含むエクステリア事業の2017年度の売上高は678億円となりました。

今後の取り組み

ZEHの浸透による断熱サッシの普及や、新構法の採用によって、大開口の窓が可能になって庭の緑は建物自体の付加価値となり、住まい手の快適性にも大きな影響を与える要素となっています。当社では、こうした状況から、エクステリアの設計についても建物のデザイナー自身が当初から建物との関係性にまで配慮して設計する「敷地まるごと設計」を進めています。

また、邸別の「植栽提案・メンテナンスシート」の情報が浸透することによって、社内でも植物の樹種ごとの特性についての気付きが広がることで、生態系の配慮についてもより早い段階からトータルに反映されていくことが期待されています。

② 取組実績

(出所) 積水ハウス株式会社「持続可能性報告書 2018年1月期」

(5) 参照できる文献類

図表 9 国際的に重要な場所や動植物のリスト・基準

名称	策定団体	内容
絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト	国際自然保護連合	世界の動植物を絶滅の危険性から分類したリスト ( <a href="https://www.iucnredlist.org/">https://www.iucnredlist.org/</a> )
高い保護価値 (HCV)	HCV Resource Network	保護価値の高い場所の要件を定めたもの。6段階に分かれ、事業者が事業用地の保全の必要性を判断する際に利用可能 ( <a href="https://www.hcvnetwork.org/">https://www.hcvnetwork.org/</a> )
生物多様性ホットスポット	コンサベーション・インターナショナル	1,500種以上の固有維管束植物(種子植物、シダ類)が生息しているが、原生の生態系の7割以上が改変された地域。2017年時点で世界36か所が選定されている。( <a href="https://www.conservation.org/global/japan/priority_areas/hotspots/Pages/overview.aspx">https://www.conservation.org/global/japan/priority_areas/hotspots/Pages/overview.aspx</a> )
重要生息環境 (IBA)	バードライフ・インターナショナル	野鳥を指標とした生物多様性の高い地域のリスト。世界で12,000か所以上が指定されている。 ( <a href="http://datazone.birdlife.org/home">http://datazone.birdlife.org/home</a> )

◆ その他、関連する参考文献

- 環境省「生物多様性基本法」  
(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/kihonhou/index.html>)
- 環境省「遺伝子組み換え生物等の仕様等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」  
([https://www.biodic.go.jp/bch/bch\\_2.html](https://www.biodic.go.jp/bch/bch_2.html))
- 環境省「遺伝資源アクセス (ABS) 関連法規制」  
([https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/foreign\\_measures.html](https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/foreign_measures.html))
- 環境省「事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン第2版」  
([http://www.env.go.jp/nature/biodic/gl\\_participation/BDGL2\\_ja.pdf](http://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/BDGL2_ja.pdf))
- CDP「森質問書」
- CDSB (気候変動開示基準委員会)「CDSB Framework for reporting environmental information, natural capital and associated business impacts (April 2018)」
- EU (欧州連合)「非財務報告ガイドライン (2017/C215/01)」
- GRI (グローバル・レポーティング・イニシアティブ)「GRIスタンダード」
  - GRI 103 : マネジメント手法 2016
  - GRI 304 : 生物多様性 2016
- GRI (グローバル・レポーティング・イニシアティブ)「G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン」
  - セクター別開示項目 (石油・ガス、鉱業、食品加工、電力事業、建設・不動産)
- SASB (米国サステナビリティ会計基準審議会)「サステナビリティ会計基準」
  - 分野別基準 (抽出物・鉱物加工、運輸、資源転換、一般消費財、食品・飲料、再生可能・代替エネルギー、インフラストラクチャー)